

## フロン回収破壊法（カーエアコン部分）の施行状況について

フロン回収破壊法のカーエアコン部分に関しては、昨年10月に本格施行され、(財)自動車リサイクル促進センターが自動車メーカー等から一元的に業務委託を受け、回収済みフロン類の引取・破壊を行う「自動車フロン引取・破壊システム」の運営を行っているが、半年間の施行状況は以下のとおりとなっている。

1. 本年4月1日時点での都道府県・政令市への業者登録数は、全国で引取業者が59,606事業所、回収業者が25,821事業所。
2. 昨年10月から本年3月末までの半年間の引取・破壊実績は、約136トンで約34万4千台分となっている。

**フロン類引取・破壊月次実績 [(財)自動車リサイクル促進センターの集計値]**

		CFC		HFC		フロン券入金枚数
		引取 破壊量 kg	台数	引取 破壊量 kg	台数	
2002年	10月	3,516	8,114	1,000	1,775	118,111
	11月	14,077	32,797	4,368	9,170	106,801
	12月	17,340	44,771	6,542	14,428	107,628
2003年	1月	17,850	47,298	7,437	17,563	91,077
	2月	17,563	47,418	8,139	19,617	106,368
	3月	26,920	73,078	11,501	27,935	167,878
合計		97,265	253,476	38,988	90,488	697,863

フロン券入金枚数の10月分には9月分も含まれる

3. (財)自動車リサイクル促進センターが年間約300万台強の使用済自動車からフロン類の引取・破壊を見込んでいたことからすれば、現状の実績はこれを相当程度下回る水準と言わざるを得ないものと認識されるが、昨年度フロン回収破壊法施行前に自主取組みでフロン類の破壊がなされていた際の回収破壊実績が年間約153トンであることからすれば、この実績を大きく超える水準となっており、かつフロン回収破壊法施行後の引取破壊実績は、月を追うごとに概ね上昇傾向にある状況。

3月の実績を年換算すると年間約100万台強の水準まで立ち上がってきている状況。

4 . 現状の要因としては、主に以下があげられる。

破壊にまわらずに再利用されているフロン類が相当量あるものと見込まれること。

(注) フロン回収破壊法においては、フロン類の回収・破壊を原則とするものの、既に製造・輸入が禁止されている特定フロン(CFC)を使用したカーエアコン搭載の自動車は現状ではまだ数多く存在し、その補修用として一部のフロン類については再利用を行うことが必要不可欠であるため、フロン類回収業者によるフロン類の再利用についても制度上認められている。

回収したフロン類は、輸送効率確保のため、大型ボンベであれば数十台分が充填されたところで初めて引き渡しが行われることから、回収から破壊までに一定の時間差が生じるところ、未だ制度が定常状態には至っていないと判断されること。

5 . 政府としては、関係諸団体への実施状況の点検・会員への法遵守周知の要請や説明会・広報による周知徹底等を行うとともに、登録事業者を監督する都道府県・政令市に対して現状を通知し、各自治体における状況把握及び対策の検討を依頼するなどの取り組みを行っているところ。

今後とも引き続き再利用の状況も含めた実態把握に努めると共にフロン回収破壊法の仕組みとその遵守についての周知徹底活動を継続し、フロン回収破壊法を着実に施行してまいりたい。

フロン回収破壊法のカーエアコン部分の毎月の実績については、今後(財)自動車リサイクル促進センターのホームページにおいて定期的に公表を予定。

フロン回収破壊法上、昨年度の第二種フロン類回収業者における回収量や再利用量等については、第二種フロン類回収業者からの報告を自治体が受け、自治体が報告内容を取りまとめの上で、本年9月末までに経済産業・環境両大臣あてに通知されることとなっている。

6 . なお、(財)自動車リサイクル促進センターへのフロン券の入金枚数の累計と引取・破壊台数の累計には3月末時点で2倍近い差があるものの、

・このフロン券は金券的な性質を有するものであり使用済自動車の排出前にも購入することが可能であること(現に相当数の引取業者が事務の便宜のため、一定量の券を事前購入している)

・また、上記のように使用済自動車の引取りから実際の破壊までには物流の観点から一定の期間を要するものであること

から同センターにおいて一定程度フロン類の回収・破壊費用をプールすることになるのは必然的な仕組みとなっている（センターにおいては特別会計を設けて、他の事業とは区分した厳格な経理を行っている）

このため、フロン券の入金枚数と破壊台数を単純比較することはできないことに留意が必要。

7．フロン類がフロン類回収業者により再利用される場合には、フロン券によってセンターが収受した金銭は結果的に回収・破壊費用として使用されないこととならざるをえないが、この資金の扱いについては、産業構造審議会等における審議結果を踏まえ、センターにおいて他の事業とは明確に区分しフロン類に関する広報活動などフロン類の大气への排出抑制に資する事業に活用することとなっている。

（注）引取業者を兼業するフロン類回収業者がフロン類の再利用を行う場合には、自動車所有者が排出する段階で再利用されることが明白であるためフロン券を必要としない制度となっているが、再利用するフロン類回収業者が引取業者と別の者であれば、自動車所有者が廃棄する段階では再利用にまわるかどうか不明であるため、フロン券の購入が必要となる。